

- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 主伐の伐採の方法
(2)(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県都留市(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
都留市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 - 農林水産省告示第千三百二十二号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成十七年八月二十二日

- 農林水産省告示第千三百二十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成十七年八月二十二日
- 農林水産大臣 岩永 峯一
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山形県東置賜郡高島町大字上和田上組字南奥山二八四九の七、西置賜郡飯豊町大字岩倉字口黒八四一の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
3 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 - 経済産業省告示第百二十二号
工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令(平成十二年厚生省、農林水産省、令第二号)第一条、第三条及び第四条(同令第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、昭和三十六年通商産業省告示第六十一号(工業標準化法に基づく表示認定等に関する省令に基づく指定商品の公表並びにこれに係る日本工業規格に該当する旨の表示認定申請書及び表示の様式等を指定)の一部を次のように改正する。
平成十七年八月二十二日

- 経済産業省告示第百二十三号
電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)第三條の三第一項の規定に基づき、電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第四條第四項第一号の指定を受けた次の養成施設の名称の変更届出があったので、その旨を告示する。
平成十七年八月二十二日
- | 新 名 称 | 旧 名 称 | 経済産業大臣 中川 昭一 | 変更年月日 |
|---|---------------------------------------|--------------|----------------------------------|
| 茨城県立筑西産業技術専門学院 電気工事科 | 茨城県立下館産業技術専門学院 電気工事科 | 電 | 平成十七年四月一日 |
| 独立行政法人雇用・能力開発機構兵庫センター 電気工事技術科 | 独立行政法人雇用・能力開発機構兵庫職業能力開発促進センター 電気工事技術科 | 電 | 平成十七年四月一日 |
| 専門学校広島工学院大学 工業専門課程 電気工事士学科 | 広島工学院専門学校 工業専門課程 電気工事士学科 | 電 | 平成十七年四月一日 |
| ○経済産業省告示第百二十四号
電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)第三條の三第二項の規定に基づき、電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第四條第四項第一号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を告示する。
平成十七年八月二十二日 | | | |
| 秋田県立横手技術専門校 電力系電気工事科 | | 経済産業大臣 中川 昭一 | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 中里共同高等職業訓練校 電気工事科 | | | 昭和五十五年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 埼玉県立本庄高等技術専門校 電気工事科 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 埼玉県立本庄高等技術専門校 電気技術科 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 横浜市立横浜工業高等学校 別科 電気工事士コース | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 読売東京理工専門学校 工業専門課程通信技術学科 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 滋賀県立草津高等技術専門校 電気電子系電気機器科 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 兵庫県電気高等技術学院 電気工事科 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 広島工学院専門学校 工業専門課程電気・電子工学科 電気工事士コース | | | 平成十三年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 雇用促進事業団島根職業能力開発促進センター 電気設備科(十月期生) | | | 平成八年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 雇用促進事業団島根職業能力開発促進センター 電気設備科(四月期生) | | | 平成八年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| 九州電機短期大学 テクノプランニング学科 電気工事士養成課程 | | | 平成十七年三月までの卒業者に
ついては従前のとおりとする |
| ○特許庁告示第五号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六條第二項の規定に基づき、登録調査機関として登録した社団法人化学情報協会から、調査業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同法第三十九條において準用する同法第三十四條第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年八月二十二日 | | | |